

新たな在留資格「特定技能」について、初めての認定者が出ました。カンボジアからの技能実習生で3年の技能実習を終えて「特定技能への変更申請」を行い、認められたものです。このほか、**すでに技能実習を終えて母国へ帰国していた元技能実習生**23人も「特定技能」の在留資格を求めて申請を行っており、順次認められるようです。また、受け入れ企業に代わって外国人の生活サポートを行う「登録支援機関」も、全国で8機関が認められています。外国人材を活用することで人手不足を解消したいとお考えの企業は、ぜひ、行政書士法人グローアップへご相談ください。

■技能実習制度とは… ※「技能実習2号」を良好に修了した外国人は、試験免除で「特定技能」へ変更可能

これまで「出入国管理及び難民認定法(入管法)」で規定されていた「技能実習制度」について、平成29年11月「**技能実習法**」の制定・施行により内容が一新されました。技能実習制度は、開発途上地域等の外国人材が日本での実習を通して技能を身につけ、母国の経済発展に寄与するという「国際貢献」の位置づけでしたが、賃金の不払いや違法な長時間労働などの問題が頻発したため、技能実習法による新たな技能実習制度では『**技能実習の適正な実施や技能実習生の保護**』を主眼として、以下の規定が盛り込まれています。

○技能実習計画の認定

※技能実習生ごとに計画を作成し、認定を受けた後は、その計画に従って技能実習を行わなければならない

○監理団体の許可制

※監理事業を行うときは、その団体が適正に運営できるかを調査のうえ、事前の許可制となった

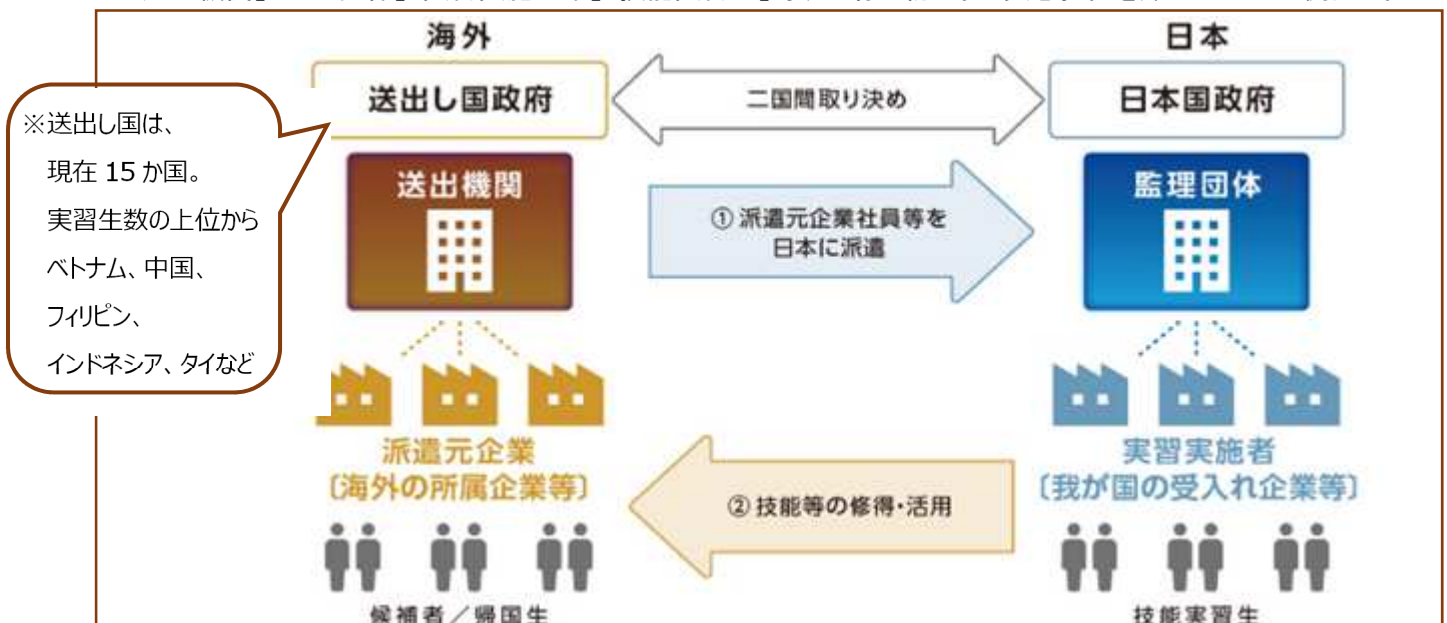
○優良な実習実施者および監理団体に限定して、実習期間の延長+実習生の受け入れ人数枠を2倍程度に増加

○「外国人技能実習機構」の創設

※実習計画の認定、監理団体の許可の事務・調査を行う機関として創設

■技能実習生の受け入れ方式には「企業単独型」と「団体監理型」があるが、95%が「**団体管理型**」という実態

「送出機関」「監理団体」「実習実施企業」「技能実習生」等、登場人物が多く実態把握を難しくしている側面も。

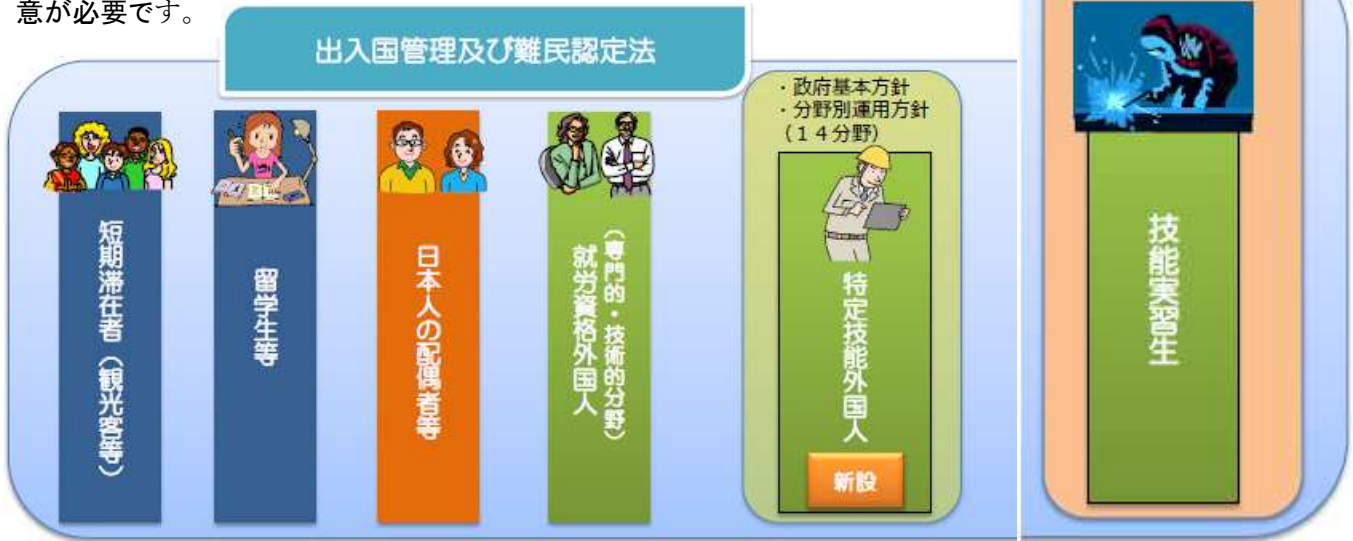


※技能実習生を受け入れる際、「常勤職員の総数に応じた人数枠」が定められています(技能実習1号:常勤職員30人で実習生3人等)が、**在留資格「特定技能」は人数枠がありません(介護・建設分野を除く)**

※技能実習生は入国時、技能水準や日本語能力に基準がありません(介護のみN4レベル要)。しかし、**在留資格「特定技能」は「相当程度の知識または経験」が必要なため、技能水準と日本語能力の試験合格が必須**

■在留資格とは…

日本に入国しているすべての外国人は何らかの「在留資格」を持っており、日本で行う活動に応じて「在留資格」が許可されています。「在留資格」で認められた活動以外を行うと「不法就労」となり、会社も「不法就労助長罪」に問われるため、注意が必要です。



【在留資格一覧表】

※就労が認められるものと、「資格外活動許可」を受けて就労が一部認められるもの等を確認しておきましょう！

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・妻子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している妻子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

行政書士法人グローアップ

【東京本社】〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F Tel.03-5715-2938

【大阪本店】〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波 5-1-60 なんばスカイオ 15F Tel.06-6630-8535

E-mail: info@glow-up.or.jp https://glow-up.or.jp/

